

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人 東京都福祉保健財団 理事長
(印 章 省 略)

東京都福祉サービス第三者評価における多機能型事業所及び障害者支援施設の
評価実施における取扱いについて（通知）

障害者総合支援法に基づく多機能型事業所及び障害者支援施設の評価実施における取扱いについて、
下記のとおり定めましたので、通知します。

なお、平成25年3月4日付24財情報第1063号通知は平成28年3月31日をもって廃止する。

記

1 多機能型事業所及び障害者支援施設の評価

多機能型事業所については、実施している別表1のすべてのサービスに属する共通評価項目を取り
込んで行う。また、障害者支援施設については、実施している別表2のすべてのサービスに属する共
通評価項目を取り込んで行う。

2 評価対象サービスの新設及び廃止の取扱いについて

多機能型事業所及び障害者支援施設の評価を実施する場合、評価対象となるサービスの新設の有無
について確認し、原則として当該年度における事業所の実施サービスが確定した後に評価の契約を行
うこと。

ただし、契約締結後、フィードバックまでに緊急の事情により廃止したサービスがある場合は、フ
ィードバック時点の提供サービスを評価対象サービスとする。

3 適用年月日

平成28年4月1日

別表1 多機能型事業所の評価における対象福祉サービス

サービス種別	
障 害	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	宿泊型自立訓練
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
対象サービス数	合計7サービス

別表2 障害者支援施設の評価における対象福祉サービス

サービス種別	
障 害	生活介護
	自立訓練（機能訓練）
	自立訓練（生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援A型
	就労継続支援B型
	施設入所支援
対象サービス数	合計7サービス